

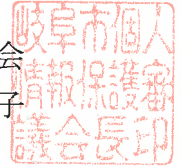
答 申 第 309号

令 和 3年 4月 21日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会

会長 池 田 紀 子



個人情報ファイルの変更について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、令和3年4月16日付け岐阜市保健第29号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

単年度事業であった節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診を令和3年度においても継続実施することになり、各検診の令和3年度における検診対象者及び受診者の情報を保有するため、上記の各個人情報ファイルにおける「対象者の範囲」欄の記載事項を次のとおり変更する。

ア 節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診台帳

（変更前）平成23年度から令和2年度までにおける節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診対象者

（変更後）節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診対象者（過去10年分）

イ 節目子宮頸がん検診票兼報告書

（変更前）平成23年度から令和2年度までにおける節目子宮頸がん検診受診者

（変更後）節目子宮頸がん検診受診者（平成21年度分以降）

ウ 乳がん検診票兼報告書

（変更前）平成23年度から令和2年度までにおける節目乳がん検診受診者

（変更後）節目乳がん検診受診者（平成21年度分以降）

2 意見

適当なものと認める。